国営吉田川流域土地改良事業（農地防災）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面

国営吉田川流域土地改良事業（農地防災）における
事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1　事業費及び事業費の負担区分の予定

（1）　国営事業費　　70,000百万円　（令和６年度単価　・　ただし、物価変動により将来変動することがある。）

（2）　負担区分の予定

工事の区分	国庫負担	県負担	市町負担	地元負担
排水機、排水路、排水管理施設	20／30	9／30	1／30	－

2　土地改良法第90条の規定による市町負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町及び同郡大郷町は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第90条第９項の規定により、当該市町が負担する負担金を宮城県に対して負担する。

3　市町負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、本事業が完了した年度の翌年度の初日とする。
ただし、本事業の完了する以前において、本事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、本事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認められる場合は、当該施行地域内にある土地の一部に係る部分の額については、原則としてその利益の全てが発生した年度の翌年度の初日とする。

4　特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第３条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の３第３項の規定による公告があった日から起算して、８年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第90条の２の規定により特別徴収金を徴収されることがある。